

2016年度成蹊大学法科大学院第2期入学試験 民法

【問題1】(配点：50点)

Hが死亡し、その妻であるWと、HとW間の子であるA及びBが相続人となった。Hの遺産としては、土地甲と銀行預金があった。なお、各相続人の法定相続分は、Wが2分の1、AとBが各々4分の1である。

以上の事実関係のもとで、以下の2つの問いに答えよ。なお、各問いはそれぞれ独立した問題である。

- (1) W、A、Bが遺産分割協議を行う前に、Aが偽造書類を用いて、土地甲をAが単独で相続したとする旨の登記をした。そのうえで、Aは、土地甲をYへ売却し、AからYへの所有権移転登記も済ませてしまった。そこで、W及びBは、Yに対して、AからYへの所有権移転登記の抹消を請求する訴訟を提起した。W及びBの請求が認められるか否かにつき論ぜよ。
- (2) W、A、Bが遺産分割協議を行い、その結果、土地甲についてはBが単独で所有権を取得することになった。しかし、その旨の登記が未だなされていない間に、Wの債権者であるGが、代位申請によって、土地甲がW、A、Bの各法定相続分に応じての共有となった旨の登記をしたうえで、Wの法定相続分に対応する土地甲の共有持分(2分の1)につき差押えを行った。この場合に、BがGに対して、自分が土地甲の単独所有者であるからGによる差押えは無効であるとの主張が認められるか否かを、民法909条をどのように解釈すべきかを含めて論ぜよ。

【問題2】(配点：50点)

平成26年9月ころ、貸金業を行っているY会社の従業員として貸付業務を担当していたAは、Yから横領した1000万円を穴埋めするために、その意図を秘して、Xに対し、余裕資金を運用させてほしいと申し向け、Xは、これに応じて、800万円をAに交付した。これに対して、Aは、Xに対し、Yの商号及び代表取締役の氏名を印字し、会社印を押捺して偽造した預かり証を交付した。平成27年7月ころ、Aの横領行為が発覚し、Yは、Aを解雇した。

以上の事実関係のもとで、Xは、Yに対し、XがAに交付した800万円について、使用者責任に基づいて、損害賠償を請求することができるか論ぜよ。